

令和7年5月23日

被保険者各位

UBE健康保険組合

『健康保険被扶養者確認調査』実施について(事前連絡)

健康保険法施行規則(第50条被保険者証の検認)及び当健保組合被扶養者認定基準等に従い、本年も「被扶養者確認調査」を下記のとおり実施いたします。被扶養者とは、被保険者の収入によって生計を維持し、当健保組合に認められた被保険者の親族です。

記

1. 実施時期 7月下旬

2. 調査対象者 被扶養者がいる世帯(令和7年6月30日現在)

3. 主な添付書類

① 16 歳以上: 令和7年度所得証明書

※令和7年6月1日以降発行の令和6年分総収入が記載されているもの

② 18 歳以上の学生: 学生証の写し等

③ 調査までに保管が必要な添付書類

●被扶養者に給与収入がある場合(学生は除く): 被扶養者の給与明細書写し(直近3ヶ月分)

●子を被扶養者とし、配偶者が他の健康保険に加入し給与収入がある場合

: 配偶者の給与明細書写し(直近3ヶ月分)

* 保保発0430第2号通知「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定」により

●年金収入がある場合: 直近の年金通知書写し

●被扶養者が別居の場合(学生、単身赴任は除く): 送金証明書(直近3回分)

送金証明書とは、銀行通帳写しや振込受領証写しなど、1～3ヶ月分の生計費(衣食住)の送金額が立証できるもの。誰が誰にいついくら支払ったか判るもの。

* 生計費を手渡ししている場合は送金の事実を確認できないため被扶養者として認定できません。

注1) 調査時には、この他にも添付書類がありますので、「健康保険被扶養者確認調書」と一緒に配布する「確認調査用添付書類一覧表」を参考に書類を添付してください。

注2) 被扶養者の認定日(資格取得日)が令和7年1月1日～6月30日の方は、「健康保険被扶養者確認調書」のみの提出とし、添付書類は免除とします。

以上

【問合せ先】UBE健康保険組合

外線 Tel: (0836) 31-3600 内線 Tel: 831-2553 Eメール: ubekenpo@ube.com